

# 印刷物仕様書1

担当部署	県土整備部住宅政策課	担当者	湊川	TEL	059-224-2703	
印刷物の名称	公印印影印刷業務				数量	2,500 部
種別	複写ワンセット帳票 ・ <u>単式帳票</u> ・ 複写帳票 ・ 封筒 ・ その他( )					
仕上がりサイズ	帳票類 : <u>A</u> ・ B 4判 <u>縦型</u> ・ 横型 その他(横 mm × 縦 mm)					
	封筒 :					
デザイン依頼	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	
レイアウト調整	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	
	公印印刷印影の印刷位置の調整	1				
原稿内訳	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿	
		種類・ファイル形式・規格等	数 量	種類・規格等	数 量	
	文字原稿				ファイル (1ページあたりの字数×ページ数)	字
	罫表原稿	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	
	表組原稿	A4 B5・A5 B6以下	点	A4 B5・A5 B6以下	点	
	図版原稿				点 公印(部長印)の印影	1 点
完全原稿						
表紙	有 : 無					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後、部長印を押印した紙を1枚お渡しします。</li> <li>・部長印を押印した紙をお渡す際は、別添の「預かり証」に署名、押印願います。</li> <li>・部長印を押印した紙は、納品日までに住宅政策課に返却してください。</li> </ul>					

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可) ・ マスターペーパー ・ その他 ( )												
印刷	オフセット ・ オンデマンド ・ その他 ( )												
ページ数・校正・印刷色・用紙	冊子(紙面)の構成	印刷色		文字校正		色校正		用紙					
		色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量 又は 坪量			
	表紙1・4(表)	色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>	
	表紙2・3(裏)	色		回	部		回	部					
	1枚目	表	2色	黒、朱赤	回	部	デジタル色校正	1回	1部	上質紙	A全判	44.5 kg	g/m <sup>2</sup>
		裏	色		回	部		回	部				
	2枚目	表	色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>
		裏	色		回	部		回	部				
	3枚目	表	色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>
		裏	色		回	部		回	部				
特記事項	<p>「その他特記事項」欄に記載のとおり 印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。 「古紙リサイクル適性ランクリスト」についてはAランクを満たすこと。</p>												
製本・加工	製本	複写ワンセット帳票( 枚複写) ・ 単式帳票( 枚綴り) ・ 複写帳票( 枚複写 組) ・ 封筒 ・ その他( )											
	加工												
	特記事項												
納品	納品日	令和6年11月15日(金)15時まで											
	納品場所	三重県県土整備部住宅政策課				分納 : あり		カ所 : <input checked="" type="radio"/> なし		送料 : <input checked="" type="radio"/> 含む・含まない			
	電子媒体制作	<input checked="" type="radio"/> 不要 PDF HTML その他( ) 使用目的 :											
	包装・梱包	不要	<input checked="" type="radio"/> 要 部単位 <input checked="" type="radio"/> 包装(クラフト紙) 梱包(ダンボール) その他( )										
	特記事項	包装は500枚単位とすること。											
著作権等	<p>1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。</p> <p>2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。</p>												
	暴力団等の排除	<p>1 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。</p> <p>ア 断固として不当介入を拒否すること。</p> <p>イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。</p> <p>ウ 発注者に報告すること。</p> <p>エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。</p>											
その他特記事項		<p>本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3 役務印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月) 3. 文具類及び22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm</a> 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</a></p>											